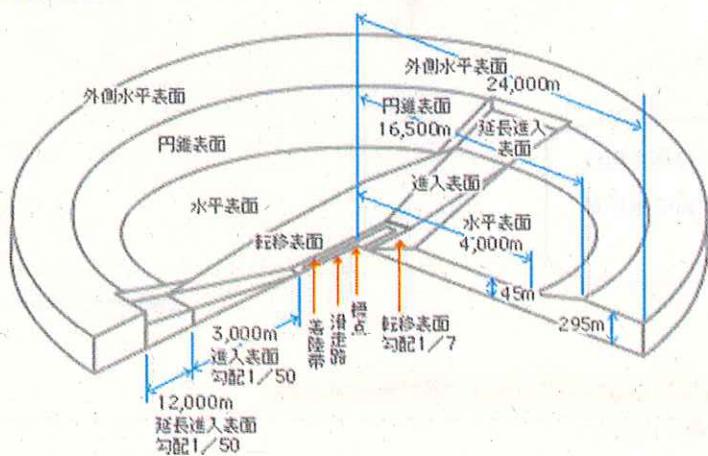


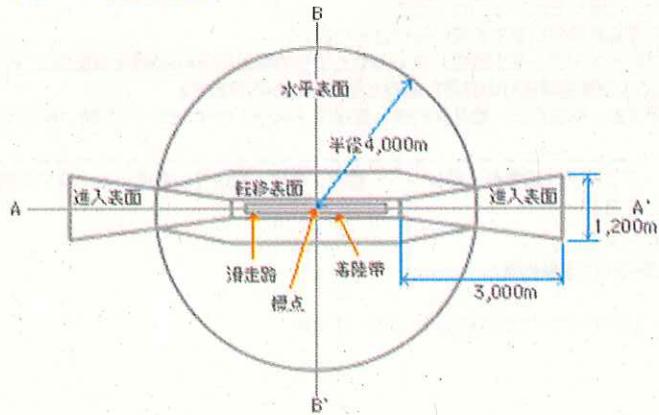
制限表面の設定

航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、航空法において、次のような制限表面を設定しております。

制限表面概略図

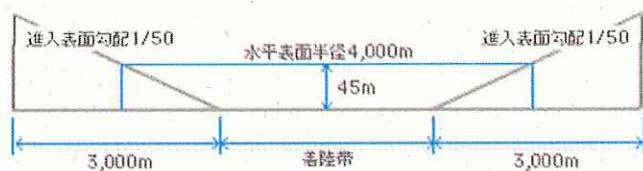


制限表面の平面概略図

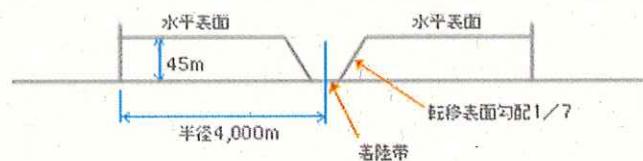


制限表面の断面概略図

断面 A-A'



断面 B-B'



1) 進入表面

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ 50 分の 1 の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。

進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長 3,000m の点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から 600m の距離を有する 2 点を結んで得た平面をいう。(航空法第 2 条第 8 項)

2) 水平表面

空港の標点の垂直上方 45m の点を含む水平面のうち、この点を中心として半径 4,000m で描いた円周で囲まれた部分。(航空法第 2 条第 9 項)

3) 転移表面

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ 7 分の 1 の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。(航空法第 2 条第 10 項)

4) 延長進入表面

進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方(勾配 50 分の 1)への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が 15,000m であるものにより囲まれた部分。(航空法第 56 条第 2 項)

5) 円錐表面

円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ 50 分の 1 の勾配を有する円錐面であって、その投影面が空港の標点を中心として 16,500m の半径で描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第 56 条第 3 項)

6) 外側水平表面

円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が空港の標点を中心として 24,000m の半径で水平に描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第 56 条第 4 項)

物件の制限等

航空法の定めにより、上記の制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件について、これを設置し、植栽し、又は留置することは禁止されています。

ただし、水平表面、円錐表面及び外側水平表面に係るもので「仮設物」、「避雷設備」または「地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害さない物件」については、申請により大阪航空局長の承認を受ければ、当該制限表面の上に出て、これを設置することができます。

なお、これらに違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件の所有者その他の権原を有する者に対し、除去を求めることがあります。(航空法第 49 条、第 56 条の 3)

また、規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者は、50 万円以下の罰金に処されます。(航空法第 150 条)